

広報

さわかき

2022 February

2

No.539

令和4年2月



希望の光

第55回坂城町書初展

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々の、生活・暮らしを速やかに支援するために、住民税非課税世帯等の方に対して、1世帯あたり10万円を給付します。

支給対象者

1 住民税非課税世帯

基準日（令和3年12月10日）において、町内に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯

※住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯は対象外です。

2 家計急変世帯

住民税非課税以外の世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、世帯全員の1年間の収入見込額（令和3年1月以降の任意の1か月の収入×12）が住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯

支給金額

1世帯あたり10万円

手続き方法

1 住民税非課税世帯

対象となる世帯には町から「確認書」を送付します（2月中旬以降送付予定）ので、内容をご確認のうえ返送してください。

2 家計急変世帯

申請時点で住民登録のある市区町村へ「申請書」の提出が必要となります。確定申告書、源泉徴収票等の他、収入が分かる書類を添付していただきます。

申請の受付は、2月中旬以降を目途に、町ホームページ等でお知らせします。

制度についてのお問い合わせ

内閣府コールセンター ☎0120-526-145 受付時間：午前9時～午後8時

坂城町臨時特別給付金窓口 ☎75-5570 受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分

原油価格高騰等緊急対策助成金 について

令和3年度分の世帯全員の町民税が非課税で一定の条件を満たす世帯に対して、昨今の原油価格高騰の影響による経済的負担の軽減を図るため、冬期間の暖房に要する費用として助成金を支給します。

該当する世帯には申請書をお送りしていますので2月28日（月）までに手続きをしてください。また、該当する可能性のある世帯は下記までご連絡ください。

◎問い合わせ先

福祉健康課保険係 ☎82-3111（内線134） 直通75-6205



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

自宅や職場などに都道府県・市町村や国（の職員）などを語る不審な電話や郵便があった場合は、役場または警察署にご連絡ください。

国民年金のお知らせ

令和4年度の保険料は
月額16,590円

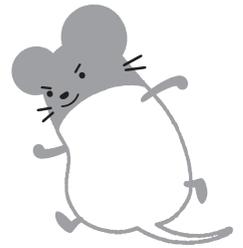
◎問い合わせ先 長野南年金事務所国民年金課 ☎026-227-1287
住民環境課住民係 ☎82-3111(内線123) 直通75-6204

国民年金の納付について

保険料の納付は、納め忘れのない「便利・確実・安心」な口座振替やクレジットカード納付のご利用をおすすめしています。また、口座振替等でまとめて前払い（前納）すると保険料が割引されます。【下表参照】

口座振替の申込み、振替・納付方法の変更は、年金手帳・預金通帳・口座届出印を持参して役場、年金事務所、金融機関などで手続きをしてください。なお、保険料の一部免除の承認を受けている方は、口座振替等の前納・早割はご利用できません。

口座振替や
クレジットカード
納付が便利



前納割引制度

前納割引は、口座振替やクレジットカード、または納付書により、下表の方法で納付する場合に適用されます。なお、新年度の割引額は2月下旬ごろ決定されます。（下表では、参考として令和3年度の年額及び割引額を記載しています。なお、令和3年度の保険料は月額16,610円でした。）

口座振替、クレジットカードによる前納の申込期限

▶ **2月28日(月)**

◆口座振替で納付する場合

【参考】昨年度（令和3年度）の年額と割引額

振替方法	振替日(令和4年度)	年額	割引額
2年前納	4月末	382,550円	15,850円
1年前納	4月末	195,140円	4,180円
6か月前納	【上期】4月末 【下期】10月末	98,530円×2回	1,130円×2回
当月末(早割)	納付当月末	16,560円(月額)	50円(月額)



◆納付書(現金払い)で納付する場合

納付方法	納付期限(令和4年度)	年額	割引額
2年前納	4月末	383,810円	14,590円
1年前納	4月末	195,780円	3,540円
6か月前納	【上期】4月末 【下期】10月末	98,850円×2回	810円×2回

※早割のお取り扱いはありません。

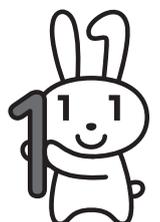
※2年前納の納付書は申込みが必要です。

◆クレジットカードで納付する場合

クレジットカード納付による前納割引制度の割引額は納付書(現金払い)と同額です。

被保険者の方の個人番号(マイナンバー)の確認にご協力ください

町や日本年金機構では、利便性の向上を図るため、マイナンバーを活用して被保険者等の氏名及び住所変更の届出や添付書類の省略などを行っています。年金に関する各種手続きの際は、マイナンバーがわかる書類(マイナンバーカードや通知カード)をお持ちください。



善意の灯

令和2年11月から令和3年12月の間において、次の方からご寄附・ご寄贈をいただきました。厚く御礼を申し上げます。

- 令和2年11月
 - 国際ソロプチミスト千曲 会長 高村茂子 様
小・中学校の図書振興費として 金 50,000円
 - 令和2年12月
 - 匿名希望
坂城小学校感染症予防対策備品として
空気清浄機14台
 - 村上会代表 大橋房夫 様
小学校図書として(10万円相当)
 - 令和3年1月
 - (株)ケーエムケー
代表取締役 川島隆教 様
坂城中学校備品として
プロジェクト1台
 - 坂城町 中島隆文 様
坂城中学校体育館熱中症対策備品として
冷水器1式
 - 千曲市 若林俊樹 様
鉄の展示館展示品(備品)として
太刀および刀2点
- 令和3年2月
 - 坂城町 佐藤洋子 様
工業振興のため
金 1,000,000円
 - 力石化工(株)
代表取締役社長 佐藤洋子 様
防災用品の充実のため
金 50,000円
 - 長和町 中嶋弘孝 様
鉄の展示館展示品(備品)として
古雛1対
 - ミヤリサン製菓(株)
代表取締役社長 内田正行 様
災害対策および防災のため
金 500,000円
 - 令和3年3月
 - 兵庫県 久保亞弓 様
文化財の保護および活用として
不動産 土地5筆
4,852.87㎡
建物9棟
1,048.11㎡
 - (株)村上製作所
代表清算人 久保亞弓 様
文化財の保護および活用として
不動産 建物3棟
148.97㎡
 - (株)上田自動車学校
代表取締役社長 畑洋樹 様
小学校児童用として
防犯グッズ一式
 - 令和3年4月
 - 埼玉県 高見澤正 様
将来のまちづくりの資金として
金 10,000,000円
- 令和3年5月
 - 坂城ライオンズクラブ
会長 宮下佳明 様
小・中学校児童生徒用として
学用品(筆記用具)一式
 - 令和3年6月
 - 坂城町商工会青年部・女性部 様
坂城町子育て支援センターの施設
備品・遊具購入の資金として
金 200,000円
 - 坂城町商工会青年部 様
町内小学校・保育園・幼稚園に通う子どもの元氣、活力の増進のため
子ども用花火1,010セット
 - 令和3年10月
 - (株)ケーエムケー
代表取締役 川島隆教 様
町有施設の感染症対策備品として
ウイルスガードウォール(空気清浄機)
 - 令和3年11月
 - 国際ソロプチミスト千曲
会長 宮澤多恵子 様
小・中学校図書振興費として
金 50,000円
 - 令和3年12月
 - 村上会代表 大橋房夫 様
小学校図書として(12万円相当)
 - 匿名希望
まちづくりのため
金 1,000,000円

保健センターだより

保健センター
☎82-3111 (内線511)
直通75-6230

《令和4年度》

健康診査・がん検診等の申込みについて



毎年、保健センターから町内に住民登録をしている19歳以上の方全員に『健康診査・がん検診等申込書』を配布し、提出をお願いしています。提出いただいた申込書をもとに検診等のご案内を行っており、各検診で《町の検診を受ける》を選ばれた方には、後日、日程等の詳しいご案内を通知します。

町の検診では、受診者の検診に係る検査費用の約半分を町が負担しており、また、文化センターや保健センターなど身近な会場で受診することができます。申込書の提出後も、検診の新規申込み・変更・キャンセルなどは随時受付していますのでご連絡ください。



!!!
令和3年度検診から
対象者が変更になりました

■乳房マンモグラフィ検診の申込みについて

乳房マンモグラフィ検診の申込みができるのは、「40歳以上の女性」で、「年度内(令和4年4月1日～令和5年3月31日)に『奇数』年齢に達する方」です。乳房マンモグラフィ検診は2年に1回の受診を推奨しています。令和4年度偶数年齢になる方については、来年度は乳房超音波検診を受けましょう。

新しい人権擁護委員に前沢栄子さん 竹内琴美さん、島田秀一さん、小林晴茂さんは再任



任期満了に伴い、町長が推薦した前沢栄子さんが町議会の同意を得て、1月1日付けで人権擁護委員として法務大臣から委嘱されました。前沢さんは、平成31年から1期（3年間）で尽力いただいた林律子さんの後任となります。

竹内琴美さん、島田秀一さん、小林晴茂さんは再任となります。

町には、右記の6名の人権擁護委員がおり、人権に関する悩みなどの相談に応じています。また、法務局では、様々な人権問題について専用電話を設置し、人権擁護委員が中心となって相談を受け付けています。相談は無料で、秘密は堅く守られますのでご利用ください。

町の人権擁護委員

竹内琴美 委員（南条）
中村清子 委員（南条）
島田秀一 委員（中之条）
田原茂樹 委員（坂城）
前沢栄子 委員（坂城）
小林晴茂 委員（村上）

- ・みんなの人権 110 番 ☎0570-003-110
- ・子どもの人権 110 番 ☎0120-007-110
- ・女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

東北信市町村交通災害共済に加入しましょう

共済期間中、国内の道路を運行中の自動車・バイク・自転車・シニアカーなどに乗っている際の衝突・転倒などによる事故や、歩行中にこれらの車両との接触によって事故に遭ったときに、通院や入院などの程度に応じて見舞金を支給します。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

年会費

【一般】400円 【中学生以下】200円

申込方法

加入される方は、郵送で配布する申込書（はがきタイプ）の加入欄に○を記入し、会費を添えて、各地区のとりまとめ担当役員さん（組合長さんなど）に提出するか、住民環境課窓口へ直接お申込みください。

受付期間

・各地区のとりまとめ担当役員さん（組合長さんなど）を通じてのお申込み
…3月4日（金）まで

加入資格

・住民環境課窓口で直接お申込み
…随時受付

加入資格

町内に住民登録されている方ならどなたでも加入できます。

※新たに転入された方などで加入したい場合は住民環境課にご相談ください。

令和4年4月1日～令和5年3月31日

共済期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

◎問い合わせ先

住民環境課生活安全係
☎82-3111（内線124）

直通75-6204

住民基本台帳の閲覧状況

住民基本台帳（住所、氏名、生年月日、性別）の閲覧は、公用・公益上必要と認められる場合に限り、閲覧状況を公表するように定められています。令和3年10月1日から12月28日までの閲覧状況は、次のとおりです。

閲覧日	閲覧者(受託者)	委託者	閲覧目的	対象者および人数	
10月7日	田町区	—	高齢者行事名簿確認	田町区75歳以上の区民	47人抽出
10月21日	日名沢区	—	公民館役員名簿作成	日名沢区民	51人抽出
11月22日	上五明区上本道常会	—	常会役員確認	上五明区上本道常会	8人抽出
12月10日	込山区	—	消防費対象者調査	込山区民	10人抽出

◎問い合わせ先 住民環境課住民係 ☎82-3111（内線122） 直通75-6204

人事行政の運営等の状況

人事行政の公平性・透明性の確保を目的に制定した「坂城町人事行政の運営等の状況に関する条例」に基づき、職員数や給与、勤務条件などの状況を公表します。

(3) 職員の平均給料・平均給与月額及び平均年齢

(R3年4月1日現在)

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
国	325,827円	407,153円	43歳0月	—	—	—
県	332,541円	398,984円	45歳2月	—	—	—
町	316,433円	372,402円	43歳5月	—	—	—

※一般行政職とは、税務職員・保健師・企業職員(下水道)・技能労務職などを除いた職員をいいます。
 ※平均給与月額とは、給料月額に扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものです

(4) 職員の初任給の状況 (R3年4月1日現在)

区分		国	県	坂城町
一般行政職	大学卒	182,200円	192,600円	186,000円
	高校卒	150,600円	158,100円	153,700円

※初任給は、試験採用時によるものです。

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料額の状況

(R3年4月1日現在)

区分	学歴	経験年数		
		7年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満
一般行政職	大学卒	231,700円	272,100円	313,900円
	高校卒	—	—	—

※経験年数とは、卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況 (R3年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主事補 技師補	主事 技師	係長 査主任	課長 幹技幹	副参事	参事	
職員数(人)	11	14	28	35	3	2	93
構成比(%)	11.8	15.1	30.1	37.6	3.2	2.2	100.0

※「坂城町一般職の職員の給与に関する条例」に基づく給料表の級区分による職員数です。

※標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(7) 昇給期間短縮の状況 (令和2年度)

区分	合計	代表的な職種	
		一般行政職	技能労務職
職員数 136人 (A)		93人	0人
普通昇給期間(12月)を短縮して昇給した職員数 (B)	0人	0人	—
比率 (B/A)	0%	0%	—

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用・退職の状況 (R2.4.1~R3.4.1)

単位:人

職種	R2.4.1現在	退職者数	採用者数	R3.4.1現在
一般事務職	99	6	5	98
技術職	6	1	0	5
保健師	8	0	0	8
保育士	23	2	2	23
技能労務職	0	0	0	0
合計	136	9	7	134

(2) 部門別職員数の状況と増減 (分類は定員管理調査による)

単位:人

部門	職員数		増減数	増減理由
	2年度	3年度		
議会事務局	2	2	—	
総務	25	25	—	
税務	10	10	—	
民生	37	36	△1	事業見直し等による減
衛生	13	13	—	
労働	1	1	—	
農林水産	11	10	△1	事業見直し等による減
商工	6	7	+1	事業見直し等による増
土木	9	8	△1	事業見直し等による減
教育	15	14	△1	事業見直し等による減
下水道	3	4	+1	事業見直し等による増
国民健康保険	2	2	—	
介護保険	2	2	—	
合計	136	134	△2	

2. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (令和2年度普通会計決算額)

住民基本台帳人口 (R3.3.31現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
14,565人	8,936,923千円	48,105千円	1,270,711千円	14.22%

※人件費とは、特別職の給料や報酬、職員の給料・手当・共済費などです。
 ※特別職とは、町長・副町長・町議会議員・農業委員会委員・教育委員会委員・監査委員・選挙管理委員会委員・消防団員及び各種審議会委員などをいいます。

(2) 職員給与費の状況 (令和3年度一般会計当初予算)

職員数 (A)	給与費(千円)				1人当たりの給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
133人	462,125	99,451	183,915	745,491	5,605千円

※職員手当とは、扶養手当・管理職手当・時間外勤務手当・宿日直手当・通勤手当などで、退職手当は含まれていません。

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間 (令和2年度)

開始時刻	終了時刻	休憩時間
午前8時30分	午後5時15分	午後0時～午後1時

(2) 有給休暇の状況 (令和2年)

制度の概要	平均取得日数
1年につき20日付与 ※付与された翌年に限り繰越可能(最大40日)	6.2日

(3) 育児休業の状況 (令和2年度)

取得者数	取得期間			
	3か月以内	3～6か月	6～12か月	1～3年
4人	—	1人	1人	2人

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況 (令和2年度)

分限処分者				懲戒処分者				
免職	休職	降任	計	免職	停職	減給	戒告	計
—	—	—	—	—	—	—	—	—

※分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる処分、公務能率の維持を目的として行われます。

※懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うための処分、公務における規律と秩序を維持することを目的として行われます。

5. 職員のサービスの状況

(1) 営利企業従事制限にかかる許可の状況 (令和2年度)

申請件数	許可件数	内容
53件	53件	消防団員・統計調査員

6. 職員の研修の状況 (令和2年度)

研修区分	講座数	受講者数(人)	内容
コンプライアンス研修	1	56	コンプライアンス研修
専門研修	23	222	一般行政職員研修など
全職員対象研修	1	87	人事評価制度研修など
計	25	365	

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の定期健康診断の状況 (令和2年度)

健康診断の種類	受診者数
定期健康診断(健康スクリーニング)	57人
人間ドック	80人

(2) 職員互助会の設置

地方公務員法に基づく職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項を実施するため、坂城町職員互助会を設置し各種事業を行っています。

(3) 公務災害補償の認定状況 (令和2年度)

区分	認定件数
公務災害	—
通勤災害	—

8. 勤務条件に関する措置の要求の状況 (令和2年度)

要求件数 なし

9. 不利益処分に関する不服申し立ての状況 (令和2年度)

申し立て件数 なし

(8) 職員手当の状況

○期末及び勤勉手当 (令和2年度)

	国		坂城町	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6月期	1.300月分	0.950月分	1.300月分	0.925月分
12月期	1.250月分	0.950月分	1.250月分	0.925月分
計	2.550月分	1.900月分	2.550月分	1.850月分
職制上の段階、職務の級等による加算措置	有		国に同じ	

○退職手当 (R3年4月1日現在)

	国		坂城町	
	支給率	自己都合	勤奨・定年	自己都合
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
退職時特別昇給	無		勤奨の場合(勤続15年以上59歳未満)8号俸	

特殊勤務手当(2年度)	区分	全職種
	職員全体に占める手当支給職員の割合	9.6%
	支給対象職員1人当たりの平均支給年額	8,642円
	手当の種類(手当数)	6種
代表的な手当の名称	徴収手当 廃棄物、汚物等処理手当 用地交渉手当	

時間外勤務手当(2年度)	支給総額	31,806千円
	職員1人当たり支給年額	234千円

※選挙 投票・開票事務の手当も含まれています。

区分(2年度)	国の制度	国の制度との同異	国の制度と異なる内容
扶養手当	扶養親族のある職員に支給されます	同じ	—
住居手当	借家又は借間に居住し、一定額以上を超える家賃を支払っている職員に支給されます	一部異	町外に自ら居住する住宅を借り、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員は、相当する額の1/3
通勤手当	通勤のために交通機関等を利用して、その運賃等を負担することを常例とする職員に支給されます	異	長野県と同額

(9) 特別職の報酬等の状況 (R3年4月1日現在)

給料	区分	月額
	町長	810,000円
	副町長	670,000円
教育長	602,000円	

青少年のひろば

■発行・編集 坂城町青少年を育む町民会議
 (坂城町教育委員会 教育文化課生涯学習係)

2022. 2
 NO.84

青少年を育む町民会議では、町の子どもたちが、心身ともに健やかに成長できるよう、育成部会、教育部会、環境部会の各部会において、学校や諸団体、地域の皆さんの協力のもと、様々な取り組みを行っています。昨年の町民会議の主な活動内容をお伝えします。

坂城町青少年健全育成 交流会(ウォーク ラリー大会)開催

10月16日(土)、村上小学校をスタート・ゴール会場として、村上地区に設定されたコースを巡る「ウォークラリー」による青少年健全育成交流会が開催されました。

当日は晴天にも恵まれ、同じ育成会単位で構成された45チーム、約200名の参加者が、仲間同士協力し合い、問題を解きながら、普段歩くことのないコースを巡りました。

この交流会は、ウォーキングをしながらふるさと坂城町を知



ることができるとともに、異なる年代との交流もできることから、町民会議として意義深い事業となっています。

ウォークラリー成績結果

■びんぐし山Aコース
 優勝(同点)
 チームY(上平)

オリエンタルスター(四ツ屋)
 3位 あみかけ・おあみC

■びんぐし山Bコース
 優勝 立町Aチーム
 準優勝 ピース(月見)
 3位 リンゴチーム(中之条)

■自在山Cコース
 優勝 2/4チーム(上五明)
 準優勝 あみかけ・おあみA
 3位(同点)
 立町Bチーム
 STM(上平)

■自在山Dコース
 優勝 あおすば(上平)
 準優勝 込山A
 3位 フウマ&アオイ(御所沢)

長野地方子ども会 ジュニアリーダー養 成研修会 坂城中学生4名参加

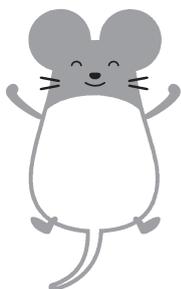
長野地方子ども会育成連絡協議会主催の「ジュニアリーダー養成研修会」が、12月11日(土)、千曲市「ことぶきアリーナ千曲」にて開催されました。この研修会には長野地方の中学生37名が参加し、坂城町からは4名の中学生が参加しました。

養成研修会では、リーダーとしての心構え、レクリエーションの進め方や考え方を学び、協調性や自主性を養うなど、貴重な体験となりました。参加者からは、今回の研修を活かし、様々な事にチャレンジしたいという意欲が感じられました。

研修に参加したジュニアリーダーの皆さんには、3月18日(金)に開催予定の「坂城町子ども会リーダー研修会」で、新しく地区子ども会の会長になる小学生



たちに、レクリエーション活動の講師として、今回の研修成果を発揮していただきます。



申告期限は3月15日(火)まで 所得税・町県民税の申告はお早めに

令和3年分の所得税の確定申告・令和4年度町県民税の申告の受付が始まります。

町県民税は、1月1日現在の住所地に前年中(令和3年1月から12月まで)の収入や控除など(保険料や扶養等)を申告いただき、この申告をもとに課税されます。この申告は、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの課税資料、所得証明書発行等の資料となります。

この申告を期限内に提出しないと、各種証明書の発行、税・保険料の軽減、医療費・介護サービス・年金等の支給や給付などに支障がでますので、**必ず3月15日(火)までに申告してください。**

申告相談のご案内

町では、町県民税の申告、確定申告書の作成などの相談を行いますので、ご利用ください。

- ①期 間 2月16日(水)～3月15日(火) ※土・日・祝を除く
- ②時 間 午前9時～12時・午後1時～4時20分まで **《新型コロナウイルス感染予防のため、前日までに予約が必要です》**
2月1日(火)から電話にて予約受付を始めます。
電話番号(予約専用電話) 75-0411
- ③場 所 坂城町役場 第1会議室 (役場1階)
- ④申告相談のときに用意していただくもの
 - 1 町県民税申告書・本人名義の口座番号が確認できるもの(通帳など)・銀行届出印(所得税納付の場合)
 - 2 令和3年中の収入がわかる資料(世帯員で申告が必要な方の給与・公的年金等の源泉徴収票など)
 - 3 営業等所得・農業所得・不動産所得のある方は、「収支内訳書」(事前に作成しておいてください)
 - 4 生命保険、個人年金、地震保険(旧長期)、国民年金、社会保険料などの支払証明書など
 - 5 医療費控除を受ける方は、「医療費通知書」、「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」(事前に作成しておいてください)、「おむつ証明書」など
 - 6 障害者控除を受ける方は、障害者手帳、障害者控除対象認定書(介護認定で対象となる場合)など
 - 7 個人番号(マイナンバー) 確認及び記入のため、申告者及び控除対象配偶者、扶養親族、専従者のマイナンバーカードの写しまたは個人番号(マイナンバー) 記載の住民票など
 - 8 本人(代理人が申告する場合は代理人) 確認のための、マイナンバーカード、運転免許証、公的医療保険の保険証など
 - 9 代理人が申告する場合は、委任状(申告者の源泉徴収票、生命保険支払証明書等持参の場合は不要)
 - 10 税務署からの「確定申告のお知らせ」ハガキ・利用者識別番号の通知書

※「収支内訳書」「医療費控除の明細書」「セルフメディケーション税制の明細書」は国税庁HP、町HPからダウンロードできます。

※申告の内容によっては、町の申告相談では相談できない場合があります。

譲渡所得(土地・建物・株式の売買) 雑損控除・所得税の災害減免、国内外在住者を扶養する扶養控除、住宅借入金等特別税額控除(初年度)、青色申告、消費税の申告が必要な方は税務署で申告相談を受けてください。

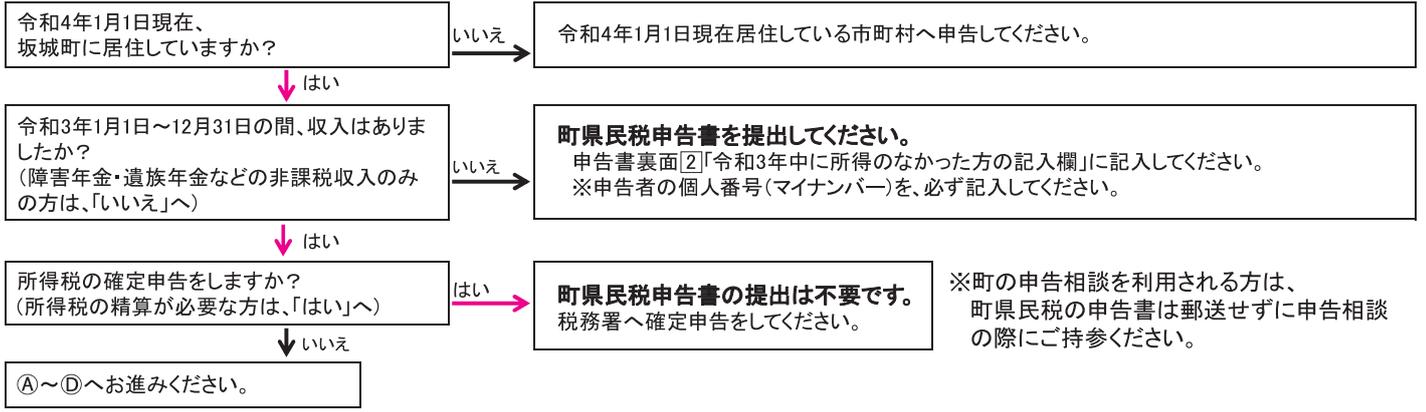
所得税の確定申告が必要な方

次の1～6に該当する方は所得税の確定申告が必要です。詳しくは上田税務署へお問い合わせください。

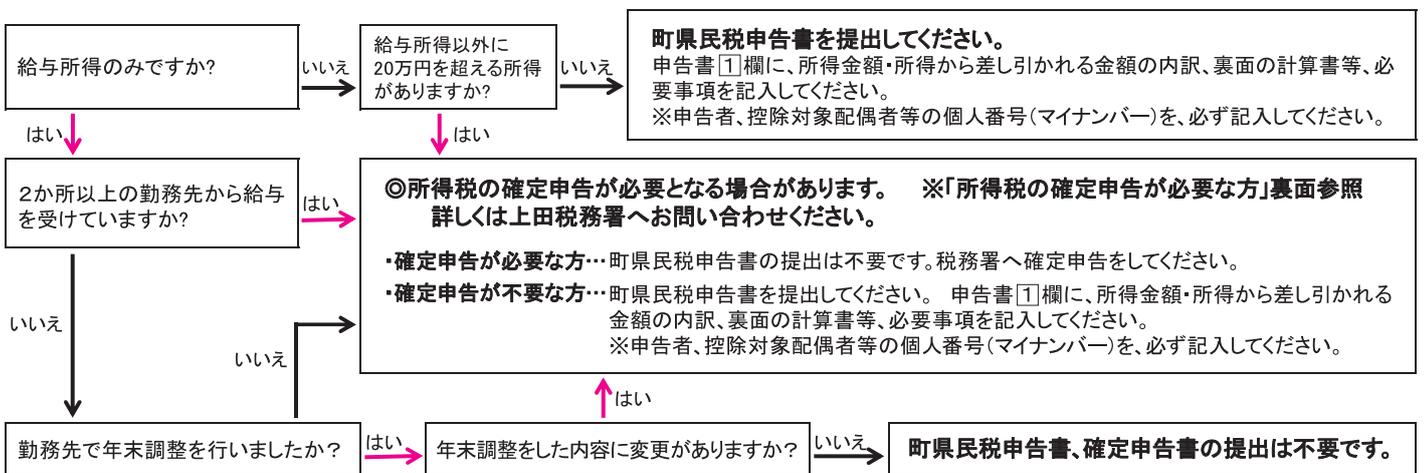
- 1 給与所得者で、給与の収入が2,000万円を超える方
- 2 給与所得者で、給与以外の所得金額が20万円を超える方
- 3 給与を2か所以上からもらっていて、年末調整をされなかった方
- 4 事業所得・不動産所得・土地や建物、株等の譲渡所得などの合計所得金額が各種控除額の合計金額を超える方
- 5 青色申告の方
- 6 医療費控除・住宅借入金等特別控除などで所得税の還付を受ける方

『町県民税申告・確定申告フローチャート』

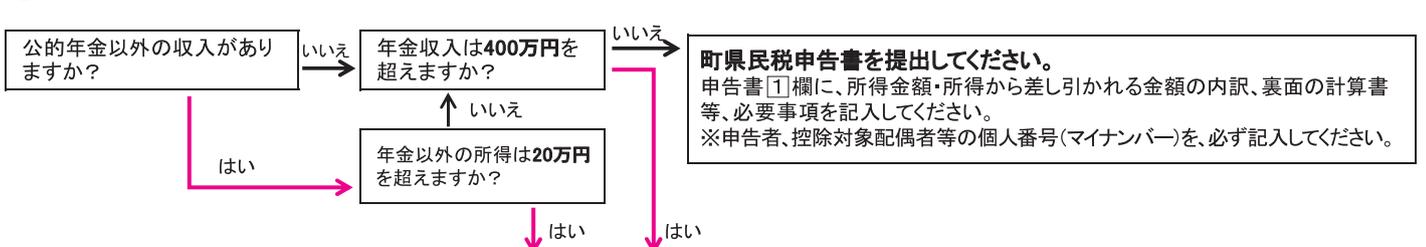
【スタート】



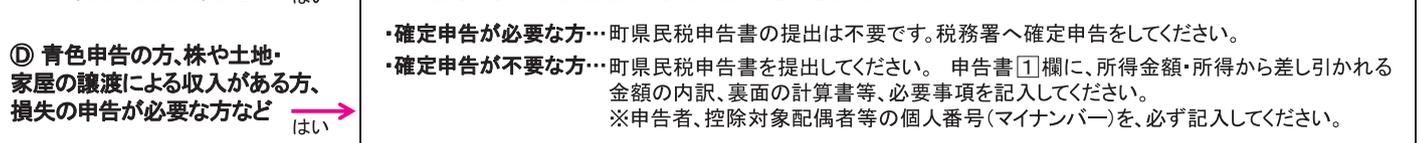
④ 給与所得の方 ※パート・アルバイト・日雇を含む



⑤ 公的年金収入のある方



⑥ 営業等・農業・不動産・雑・一時収入などがある方



(注)上記に該当しない場合もありますので、あくまでも目安としてお使いください。

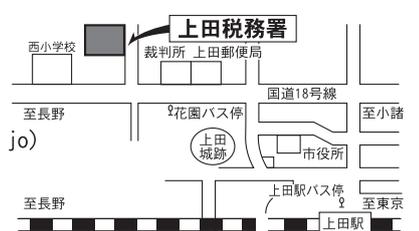
●申告書が届かなかった方

昨年3月15日までに所得税の確定申告をした方、町県民税を事業所から特別徴収(天引き)されている方で、町県民税の申告が必要な方には、申告書をお送りしますので総務課税務係までご連絡ください。

◇町県民税に関するお問い合わせ
坂城町役場 1階総務課税務係
電話 82-3111(内線143、144)
75-6206【直通】

◇所得税や確定申告に関するお問い合わせ

上田税務署 〒386-8720 上田市中央西2丁目6番22号
電話22-1234(代表)
国税庁のホームページで所得税の確定申告書が作成できます。
(所得税の確定申告書等作成コーナー) <http://www.nta.go.jp>
自宅からインターネットで申告できるe-Taxもご利用ください。



令和4年度町県民税申告の手引き

町県民税申告書は2月上旬にご自宅へ郵送します。右記『町県民税申告・確定申告フローチャート』でどんな申告が必要かご確認いただき、「町県民税申告書を提出してください」に該当した方は、申告書の提出をお願いします。申告書が送付されていない場合は、税務係にご連絡いただくか町 HP からダウンロードしてご利用ください。

※令和3年中の全ての収入や控除等について、勤務先での年末調整や税務署への所得税の確定申告により確定している方は、町県民税申告書の提出は必要ありません。

【町県民税申告書の送付について】

町県民税申告が必要と思われる方のみ申告書を送付しています（昨年、所得税の確定申告をした方、町県民税を勤務先等で特別徴収（天引き）されている方以外）。

申告書が届いていなくても、申告が必要な場合がありますので、右記フローチャートをご確認いただきますようお願いいたします。

申告の手順

- 1 申告者の住所、氏名、個人番号（マイナンバー）、電話番号等を記入してください。
- 2 現住所欄は1月1日以降、転居などにより住所が変更となった方のみ記入してください。
- 3 収入の状況により、**1**及び裏面（1）～（8）の該当する欄を記入してください。
前年中収入がなかった方は（非課税所得のみの方を含む）は、裏面**2**を記入してください。
- 4 申告に必要な添付書類（町県民税申告書裏面記載）を添えて提出してください。

申告書の提出

令和4年3月15日（火）までに役場1階 総務課税務係へ提出してください。

※町県民税申告書と同封した返信用封筒（切手不要）をご利用ください。

申告書の記入について

所得金額 （令和3年1月1日から12月31日までのもの）

所得金額の計算方法 = 収入金額 - 必要経費 - 専従者控除額

収入金額 = 前年中に収入の確定した金額

必要経費 = その収入を得るために支出した費用

営業等・農業所得	・「営業等」と「農業」を分けて記入してください。 ・裏面の「(1) 事業または不動産所得の内訳（収支内訳計算書）」で収支計算をし、表面 1 ④、⑤、⑥欄に転記してください。								
不動産所得	・家賃、地代、看板設置権利金などの収入です。 ・裏面の「(1) 事業または不動産所得の内訳（収支内訳計算書）」で収支計算をし、表面 1 ④、⑤、⑥欄に転記してください。								
配当所得	・株式等の配当です。 ・配当金通知書等を添付し、所得金額を転記してください。								
給与所得	・源泉徴収票（写し等）を添付してください。 ・源泉徴収票がない方は、裏面の「(2) 給与所得計算書」欄に記入してください。								
雑所得	・「公的年金等」欄に年金・恩給の収入金額を記入してください。 「源泉徴収票」のある方は必ず添付してください。所得の計算は次のとおりです。（65歳以上の方は、S32.1.1以前生まれの方です。）								
	年齢	公的年金等の収入金額	割合	控除額	年齢	公的年金等の収入金額	割合	控除額	※公的年金等所得等計算方法
	65歳以上	330万円未満	100%	110万円	65歳未満	130万円未満	100%	60万円	公的年金等所得 = 年金収入金額 × 割合 - 控除額 (*) (* 年齢等により控除額が違います)
		410万円未満	75%	27.5万円		410万円未満	75%	27.5万円	
		770万円未満	85%	68.5万円		770万円未満	85%	68.5万円	
1000万円未満		95%	145.5万円	1000万円未満		95%	145.5万円		
1000万円以上	100%	195.5万円	1000万円以上	100%	195.5万円				
・「業務欄」には原稿料、謝礼金、シルバー人材センター配分金、「その他」欄には生命保険契約等に基づく年金などを記入してください。									
総合譲渡・一時所得	・土地建物以外（ゴルフ会員権・機械など）の資産の譲渡による所得について記入してください。 ・一時所得の欄には生命保険契約に基づく一時金、損害保険契約等に基づく満期返戻金などについて記入してください。								
分離課税	・公共取用で、特別控除額以内の譲渡所得は、所得税や町県民税の所得割は課税されませんが、所得になりますので買取（取用）証明書を添付し申告してください。								

専従者控除

申告者と生計を一にする親族で事業に6か月以上従事した方が対象です。

控除額は、「一人当たり50万円（配偶者専従者86万円）」か「(事業所得+不動産所得+山林所得) ÷ (専従者数+1)」の少ない方の金額です。

所得から差し引かれる金額の内訳

前年中に申告者本人が支出した金額（生計を一にする親族のために支出した金額が対象となるものもあります）。

雑損控除	災害・盗難などにより損害を受けた場合、以下のいずれか多い金額が控除できます。 1. (災害、盗難等による損失額－保険金等により補てんされる金額)－(総所得金額等の合計額)×10% 2. 災害関連支出の金額－5万円 ※証明書等を必ず添付してください。																								
医療費控除	控除額は、「支払った医療費－保険金等の補てん額－総所得金額等の合計額×5%と10万円のいずれか少ない金額」です。 ※「医療費控除の明細書」を必ず添付してください。																								
医療費控除(セルフメディケーション税制)	予防接種や健康診断など一定の取組を行う方が、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合、支払額の一部が控除されます。 控除額は、「特定一般用医薬品等購入費－保険金等の補てん額－12,000円」(限度額 88,000円)です。 ※「セルフメディケーション税制の明細書」を必ず添付してください。 ※令和4年度申告から「一定の取組を行ったことを明らかにする書類」は添付等が不要となりました。 ※セルフメディケーション税制の適用を選択すると、従来の医療費控除を受けることはできません。																								
社会保険料控除	健康保険料、介護保険料、国民年金保険料などを支払った金額です。 ※国民年金保険料等については支払証明書(領収書)を必ず添付してください。																								
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済制度に基づく掛金(旧第2種共済契約を除く)、企業型年金加入者掛金、個人型年金加入者掛金(iDeCo)、心身障害者扶養共済の掛金などを支払った金額です。 ※支払証明書を必ず添付してください。																								
生命保険料控除	生命保険契約の支払保険料や個人年金保険契約の支払掛金がある場合、支払額の一部が控除されます。 記入する支払保険料は、「支払った保険料－配当を受けた金額」です。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">旧制度(H23.12.31以前締結分)</th> <th colspan="2">新制度(H24.1.1以後締結分)</th> </tr> <tr> <th>支払保険料</th> <th>生命保険料控除額</th> <th>支払保険料</th> <th>生命保険料控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> <td>12,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>15,001～40,000円以下</td> <td>支払保険料×1/2 +7,500円</td> <td>12,001～32,000円以下</td> <td>支払保険料×1/2 +6,000円</td> </tr> <tr> <td>40,001～70,000円以下</td> <td>支払保険料×1/4 +17,500円</td> <td>32,001～56,000円以下</td> <td>支払保険料×1/4 +14,000円</td> </tr> <tr> <td>70,001円以上</td> <td>一律 35,000円</td> <td>56,001円以上</td> <td>一律 28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・新契約と旧契約の両方ある場合は、それぞれの控除額の合計額(上限 28,000円)となります。ただし、旧契約のみで計算した方が有利な場合は旧契約の適用限度額が適用されます。 ・生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料について、上記の算式で計算した額をそれぞれの控除額とし合計します。(控除限度額は 70,000円) ※支払証明書を必ず添付してください。	旧制度(H23.12.31以前締結分)		新制度(H24.1.1以後締結分)		支払保険料	生命保険料控除額	支払保険料	生命保険料控除額	15,000円以下	支払保険料の全額	12,000円以下	支払保険料の全額	15,001～40,000円以下	支払保険料×1/2 +7,500円	12,001～32,000円以下	支払保険料×1/2 +6,000円	40,001～70,000円以下	支払保険料×1/4 +17,500円	32,001～56,000円以下	支払保険料×1/4 +14,000円	70,001円以上	一律 35,000円	56,001円以上	一律 28,000円
旧制度(H23.12.31以前締結分)		新制度(H24.1.1以後締結分)																							
支払保険料	生命保険料控除額	支払保険料	生命保険料控除額																						
15,000円以下	支払保険料の全額	12,000円以下	支払保険料の全額																						
15,001～40,000円以下	支払保険料×1/2 +7,500円	12,001～32,000円以下	支払保険料×1/2 +6,000円																						
40,001～70,000円以下	支払保険料×1/4 +17,500円	32,001～56,000円以下	支払保険料×1/4 +14,000円																						
70,001円以上	一律 35,000円	56,001円以上	一律 28,000円																						
地震保険料控除	地震保険料や旧長期損害保険料(平成18年12月31日までに締結したもの)がある場合、支払額の一部が控除されます。 記入する保険料支払額は、「支払った保険料－配当を受けた金額」です。 ・地震保険料の控除額は、保険料支払額の1/2(限度額 25,000円) ・旧長期損害保険料の控除額は、保険料のうち 5,000円までの部分の全額 + 5,000円を超える部分の金額の1/2(限度額 10,000円) 控除限度額は地震保険料と長期損害保険料合わせて 25,000円です。 ※支払証明書を必ず添付してください。																								
寄附金税額控除	・都道府県、市区町村、長野県共同募金会、日赤長野県本部、長野県内に事務所などがある公益法人など(条例指定分)に対して 2,000円を超える寄付を行った場合控除されます。 ※領収書・支払証明書を必ず添付してください。																								

扶養控除等の内訳

配偶者控除	令和3年12月31日現在(年の途中で死亡した場合はその日現在)で、あなたと生計を一にする配偶者や親族で、合計所得金額が48万円以下の方を扶養している場合は、下記の金額が控除されます。 ※事業専従者や他の方の扶養となっている方は、この控除を適用することはできません。		
	配偶者控除		
扶養控除	所得者の合計所得金額	控除額	
	900万円以下	33万円	
	900万円超 950万円以下	22万円	
16歳未満(年少)の扶養親族	950万円超 1000万円以下	11万円	
	※合計所得金額が、1,000万円を超える所得者については、配偶者控除の適用はありません。		
障害者控除	扶養控除		
	区分	該当者	
	老人	70歳以上の方	
	同居老親等	同居している70歳以上の直系尊属	
	特定	19歳以上23歳未満の方	
本人該当欄	その他	16歳以上で老人・特定扶養に該当しない方	
	年少(注1)	16歳未満の方	
(注1) 16歳未満の年少扶養親族については、非課税限度額の算定に必要ですので、該当する扶養親族がある場合には必ず記入ください。			
配偶者特別控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合、所得者の所得金額、配偶者の所得金額に応じて控除されます。 ※事業専従者や他の方の扶養となっている方は、この控除を適用することはできません。		
障害者控除	あなたの配偶者控除・扶養控除・16歳未満の扶養親族(注2)の対象となっている方が障害者(障害者手帳等の交付を受けている方、または障害者に準ずる証明書をお持ちの方)の場合は、下記の金額が控除されます。 (注2) 16歳未満の扶養親族であっても、この控除は適用されます。		
	区分	控除額	
	普通障害者	26万円	
本人該当欄	特別障害者 ※身体障害者手帳1・2級・精神障害者保健福祉手帳1級・療育手帳Aなどの認定を受けている方	30万円	
	同居特別障害者	53万円	
本人該当欄	申告される方が、下記の控除区分に該当する場合。		
	控除区分	内容	
	寡婦	夫と死別または夫の生死が不明で、その後再婚をしていない方 夫と離婚され、その後再婚していない方で扶養家族(所得金額が48万円以下)を有する方 いずれも合計所得金額が500万円以下の方	
	ひとり親	寡婦に該当し、扶養する子を有する方 妻と死別または離婚し、その後再婚をしていない方で、扶養する子を有する方(旧寡夫) 未婚(ひとり)で扶養する子を有する方 いずれも合計所得金額が500万円以下の方	
	障害者	障害者手帳等の交付を受けている方、または障害者に準ずる証明書をお持ちの方	普通 26万円 特別 30万円
		勤労学生	各種学校等の学生で、合計所得金額が75万円以下で、かつ、そのうち給与所得以外の所得が10万円以下の方 ※在学証明書を添付してください。
	基礎控除	すべての方が受けられる控除	43万円

◎ 上記は町県民税の控除額のため、所得税の控除額とは異なります。

主な改正点

住宅借入金等特別控除について、控除期間を13年間とする特例が延長されました。この特例は一定の要件に該当する令和4年12月31日までの入居者を対象とし、さらにこの特例対象者に限り、合計所得金額1,000万円以下の方は面積要件が40㎡以上となりました。

お知らせ

2月の税の納期

国民健康保険税(第8期)
介護保険料(第8期)
納期限は2月28日(月)

納期限までに最寄りの金融機関またはコンビニなどで納めてください。(介護保険料は、コンビニでは納付できません。)

口座振替は、2月28日(月)に指定口座から振替をしますの
で、振替日前日までに残高をご
確認ください。

納付方法や口座の変更を希
望される場合は、2月15日(火)
までにご連絡ください。(ゆう
ちょ銀行は次の期からの振替
になります。)

◎問い合わせ先

総務課収納推進係
☎82-3111(内線142)
直通75-6206

農地相談会のお知らせ

町農業委員会及び町農業支
援センターでは、農地について
の無料相談会を開催します。農
地についての疑問、困っている
ことや農地を貸したい、借りた

いなどの希望がありましたら、
お気軽にご相談ください。

期日・場所

○2月7日(月)
文化センター中会議室
○2月8日(火)
金井振興センター
○2月9日(水)
ふれあいセンター(上平公民館)
○2月10日(木)

役場第3会議室(3階)
時間 各会場 午前10時～正午

相談員 町農業委員・推進委員
◎問い合わせ先

農業委員会事務局(商工農林課内)
☎82-3111(内線156)
直通75-6207

公民館主催イベント等 中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染防
止のため、開催を予定してい
た次の各イベントについて、中止
とします。ご理解いただきま
すようお願いいたします。

■第35回分館対抗球技大会
■子ども茶の湯教室
■第39回坂城町囲碁大会
■第39回坂城町将棋大会
◎問い合わせ先

坂城町公民館(文化センター内)
☎82-2069

マイナポイント 更に延長されました

マイナポイントは、マイナン
バーカードを使って申込みを
行い、選んだキャッシュレス決
済サービスでチャージやお買
い物をする、そのサービスで
ポイントをもらえる制度です。
マイナポイントは令和3年

12月末までが申込み期限でし
たが、第2弾として令和4年1
月1日以降も申込み・ポイント
取得が可能となりました。

マイナンバーカードを取得さ
れた方のうち、マイナポイントに
申し込んでいない方(マイナン
バーカードをこれから取得され
る方や既にマイナポイントを申
し込んだ方で、まだ上限までポイ
ント取得されていない方も含み
ます)は1月1日以降も登録し
たキャッシュレス決済サービス
でチャージやお買い物をする
と上限までポイントの付与を受け
ることが出来ます。詳しくは左記
までお問い合わせください。

◎問い合わせ先

・マイナンバー総合フリーダイヤル
☎0120-95-0178
・企画政策課企画調整係
☎82-3111(内線224)
直通75-6211

女性のための相談会

町女性専門相談員が女性の
悩みや困りごとについて、相談
会を開設します。パートナーや
職場での人間関係、仕事と家庭
の両立・子育てなどの相談に応
じます。相談は無料で秘密は堅
く守られますので、お気軽にご
相談ください。

日時 2月17日(木)

午後1時30分～3時30分

場所 隣保館

◎問い合わせ先

企画政策課人権・男女共生係
(隣保館内)
☎82-6603

令和2年国勢調査のオン ライン回答率で受賞

令和2年国勢調査の町内に
おけるインターネット回答率
が42.2%(全国平均37.9%)
と全国で上位となったため、総
務省統計局統計調査部長表彰
を受賞しました。

皆様のご協力ありがとうございました。

◎問い合わせ先

企画政策課企画調整係
☎82-3111(内線224)
直通75-6211

開催総数
第186回

一人暮らし、夫婦世帯「老後の生き方セミナー」 親族に頼らず生きていく選択

私たち日本よりそい家族会は、ご家族・ご親族の役割を担う支援を行っている団体です。公正証書を含めた会員契約を結び、入院・福祉施設等での身元保証、生活支援や緊急時の対応から葬儀・納骨・死後の諸手続き等、専門スタッフ(弁護士・司法書士・行政書士など)と協働し、支援を行っています。日々の支援活動の中から事例をもとに課題と対策をお伝えしています。

医療・福祉・介護・行政機関または、身元保証等でお困りの主に高齢者からのご相談も受け付けています。



NPO法人 日本よりそい家族会

本部/上田市中央西2丁目6-7 グリーンビル1-2
支所/長野市・松本市・高崎市・宇都宮市

セミナー開催

※新型コロナウイルスの影響で内容が変更・中止になる可能性があります。

2月22日(火) [受付]13時30分～
[時間]14時～16時

上田創造館
コミュニティホール大(2階)

■資料代/300円 ■定員/15名
■講師/石巻 美智也(日本よりそい家族会 代表理事)

◎3月1日(火) 個別相談会開催

【要予約】0120-12-8851
平日 10:00～17:00

司法書士による 相続登記無料相談月間

長野県司法書士会では、相続登記について無料で相談に応じます。

日時 2月1日(火)～28日(月)

午前9時～午後4時

(土日祝日を除く)

場所 県内各司法書士事務所

※必ず事前にお電話でお問い合わせください。

相談料 無料

各司法書士事務所については、長野県司法書士会のホームページをご覧ください。

◎問い合わせ先

長野県司法書士会

☎026-232-7492

会計年度任用職員 (パートタイム保育士) を募集します

■パートタイム保育士①

任用期間 令和4年4月1日

～令和5年3月31日(勤務実績により継続任用あり)

勤務場所 町内保育園

勤務条件

○休園日を除く月～金曜日

午前8時30分～午後4時30分

(週38時間45分の範囲内)

○給料などは坂城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき支給

用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき支給

○時間給1,003円(令和3年12月時点)

○通勤手当あり。勤務時間により健康保険、雇用保険、労災保険加入

応募資格 保育士資格を有する方(令和4年3月31日まで

に取得見込み含む)

提出書類

○履歴書(顔写真貼付)

○保育士証の写しまたは資格取得見込証明書

○申込書(教育文化課窓口および坂城保育園にあり)

応募方法 2月25日(金)までに提出書類を下記応募先まで提出してください。

■パートタイム保育士②

任用期間 令和4年4月1日

～令和5年3月31日(勤務実績により継続任用あり)

勤務場所 町内保育園

勤務条件

○休園日を除く月～金曜日

①午前7時30分～8時30分

②午後4時～7時30分(ただし勤務園による。最短は午後6時まで)

○土曜日

③午前8時30分～午後12時30分

④午後12時30分～6時

○給料などは坂城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき支給

○時間給1,205円(令和3年12月時点)

○通勤手当あり。労災保険加入

※勤務日、時間については応相談。①～④のうちいずれか1つの時間帯でも可。

応募資格 保育士資格を有する方(応相談)

提出書類

○履歴書(顔写真貼付)

○保育士証の写しまたは資格取得見込証明書

○申込書(教育文化課窓口および坂城保育園にあり)

応募方法 2月25日(金)までに提出書類を左記応募先まで提出してください。

◎応募・問い合わせ先

・教育文化課子ども支援室

☎82-3111(内線253)

直通75-6209

・坂城保育園

☎82-2111

北信地域合同企業説明会 のお知らせ

北信地域の優良企業100社以上が集合し企業説明会を開催します。

コロナ禍で対面での説明会

は大変貴重です。参加された皆さんには「2023企業ガイド」などの北信版(企業情報冊子)を無料でプレゼントします。

日時 3月7日(月)

午前11時30分～午後4時30分

場所 ホテルメルパルク長野

対象者 令和5年3月に大学・短大・高専・専修学校を卒業

予定の方、大学1～2年生、保護者の方

参加料 無料

事前申込み 不要

※詳しくは企業ガイドなどのホームページをご覧ください。

◎問い合わせ先

・長野労務対策協議会

☎026-227-2720

・更埴職業安定協会

☎026-293-5762

福祉の職場相談会

「福祉の職場について詳しく知りたい」、「就職したい」という方のための職場相談会を開催します。福祉事業所の方とも直接面接ができます。

日時 3月5日(土)

午後1時30分～3時30分

場所 ホテルメルパルク長野

詳しくは長野労働局または長野県福祉人材センターのホームページをご覧ください。

◎問い合わせ先

・ハローワーク篠ノ井

☎026-293-8609

・長野県福祉人材センター

☎026-226-7330

自衛官募集のお知らせ

《予備自衛官補》

資格 【一般】18歳以上34歳未

満の者【技能】18歳以上で国家免許資格等を有する者。保有する資格等に応じ53歳から55歳未満の者

受付期間 4月8日(金)まで

試験日 4月11日(月)から17日(日)のうちの1日

◎問い合わせ先

自衛隊長野地方協力本部

☎026-235-6026

県営住宅 2月統一募集

受付期間

2月9日(水)～18日(金)

※土日祝日を除く

受付場所

長野県住宅供給公社3階

募集団地等

2月上旬ごろ、長野県住宅供給公社ホームページに掲載

◎問い合わせ先

長野県住宅供給公社県営住宅課

☎026-227-2322

更埴地区老人大学 学生募集

各種の活動を通じて教養を深め、学び合う仲間づくり、生きがいのある生活を送れることを目指して、更埴地区老人大学を開校します。

入学資格

町内に居住する概ね60歳以上で学習意欲のある方
会場 千曲市戸倉創造館

学習内容

講義・野外研修、移動教室

授業料

1講座につき500円

(その他、野外研修と移動教室は実費)

募集期間

2月1日(火)～28日(月)

◎申込み・問い合わせ先

・更埴地区老人大学事務局

☎026-276-2687

・福祉健康課福祉係

☎82-3111(内線136)

直通75-6205

長野県シニア大学 〔一般コース〕学生募集

入学資格 県内在住で概ね50歳以上の方

学習内容 教養・実技・社会活動講座など

授業料 年額12000円
(別途教材費等必要)

募集期間

2月1日(火)～3月25日(金)

募集人数 55名

◎申込み・問い合わせ先

・長野県シニア大学上小学部

☎25-7124

・福祉健康課福祉係

☎82-3111(内線136)

直通75-6205

「信濃川水系河川整備計画(変更原案)」に対する意見募集

国土交通省千曲川河川事務所では、信濃川水系の今後の川づくりについて、具体的な実施内容となる「信濃川水系河川整備計画(変更原案)」を作成しました。この計画に対するご意見を関係住民の皆さんから募集します。詳細については、専用ホームページでご確認ください。

専用ホームページはこちらから↓



◎問い合わせ先

国土交通省

千曲川河川事務所調査課

☎026-227-9434

第7回 坂城のお雛さま

2月8日(火)から
3月27日(日)まで

坂城町内外に残る江戸時代から現代までの雛人形を一堂に集め、「坂城のお雛さま」を開催します。現代の吊るし飾りも数多く展示し、様々なイベントも開催します。皆様のお越しをお待ちしています。

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じて開催しますが、今後の状況によってはイベント等が中止となる場合があります。詳しくは下記までお問い合わせください。

関連イベント

●坂木宿とお雛さまをめぐるガイドツアー

日時 会期中の毎日曜日
午前10時～正午(3月27日除く)
集合場所 坂木宿ふるさと歴史館
(受付 午前9時30分)

案内 坂木宿ふれあいガイド
参加費 400円(入館料含む)

●優しく香りのお守り練り香水

● 自然素材だけでつくる優しい固形の香水です。好きな香りで作りましょう。自分癒しのお守りになります。
開催日 2月26日、3月19日、26日(すべて土曜日)
時間 「午前の回」10時から「午後の回」2時から
場所 坂木宿ふるさと歴史館
参加費 600円(入館料別)

講師 アロマセラピスト Fuka*風香*あき子さん
定員 各回4名
(事前予約制 ☎82-4193)

●一期三振り〜村正を追え!〜

三振りの刀の中に村正が! 君は村正を見極める事が出来るか!?

日時 会期中の毎日曜日
午前9時～午後4時(随時)
場所 鉄の展示館
参加費 500円(入館料別)

◎問い合わせ先 坂木宿ふるさと歴史館 ☎82-4193 鉄の展示館 ☎82-1128



学校だより

坂城高校生の挑戦

3年

木藤聖名、小林和成、浅井詞音、堀内滉太

8月「坂城高校生によるまちづくりシンポジウム2021」が開催されました。(詳しくは、町ホームページの「さかきのできごと」をご覧ください。)12月には、14名の参加者を代表し、シンポジウムで得られた成果を「MY PROJECT AWARD 2021 長野県 Summit」で発表しました。



坂城/はらせ計画 (リーダー) 木藤聖名 (協力) 浅井詞音 (発案者) 小林和成 堀内滉太

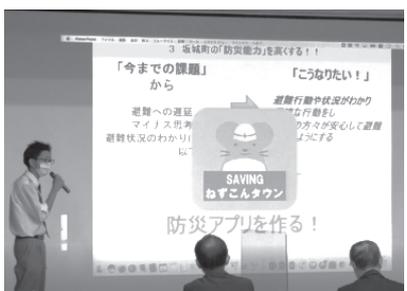
「坂城町をどうやってバズらせるか!」メンバーや筑波大学の方と現状分析をし、バラ公園に行ったりしながらプロジェクトをつくりあげました。気軽に出した案が実際に形になっていく過程が大変楽しかったです。今回プロジェクトに携われてよかったです。(小林和成)

私は、「坂城バズらせ計画」のリーダーとして、「MY PROJECT AWARD 2021 長野県 Summit」で、長野県中に坂城町の現状と私たちのプロジェクトを発信しました。結果は予選敗退でしたが、筑波大学でもう一度発表する機会があるので、さらに磨きをかけていきます。(木藤聖名)

坂城町の防災マップのことについてどれくらいご存知ですか? 今回の「エディ

タル技術防災計画」のプロジェクトをとおして深く考えることができました。フィールドワークで、ハザードマップを見ながら危険箇所を確認し、住民のみなさんが、安全に避難できるよう、いち早く情報を発信し、安全・迅速に、避難できる「災害対策モデルの街」の実現について考えました。その結果スマートフォンアプリ「アプリーション」制作を提案しました。今回の経験は、私たちの人生に大きな影響を与えてくれました。今回の経験を今後役立てていきたいです。(浅井詞音、堀内滉太)

私たちの行った活動は、後輩のみなさんに受け継いでいってほしいと思っています。ご支援いただいた坂城町、筑波大学、しなの鉄道のみなさまにこの場をお借りして御礼申し上げます。



▲発表の様子

食育だより



食育・学校給食センター
082-25559

何でも食べよう 偏食を直そう

食べ物はそれぞれ違う栄養素を持っています。食べ物を食べると、その食べ物の栄養素が体を大きく丈夫にしたり、活動や生きるためのエネルギーになります。『これだけ食べていれば大丈夫』という食べ物はありません。できるだけたくさん種類の食べ物を食べることで、バランス良く栄養素をとることができます。

栄養のバランスが偏ると...

エネルギーのとり過ぎ



肥満や生活習慣病の原因に

鉄分の不足



貧血の原因に

カルシウムの不足



丈夫な骨や歯が作れない

食物繊維の不足



便秘や生活習慣病の原因に

子育て支援センターだより

— 子育て支援センター ☎ 82-2291 —

赤ちゃんと遊ぼう



寒い日が続きます。お散歩や外遊びに出かけられない日もありますね。そんな時に、家の中でも楽しめる赤ちゃんとパパとママの遊びを「あそび図鑑」から2つ引用します。今回はねんねの頃(0～2か月)の赤ちゃんの遊びをご紹介します。

「おおかせこい」(風や布の感触体験遊び)

スカーフなど薄い布を赤ちゃんの頭の上でひらひらさせて、風を送ったり、布に触れる感触を楽しんだりします。赤ちゃんの目を見て、「いくよー」「そよそよ」などと話しかけながら遊びます。

「みんなをぎゅっぎゅっ」(物をつかもうとする意識の芽生えを育てる遊び)

大人が赤ちゃんの手のひらの真ん中をキュッと押すと、まだ把握反射の残っているこの時期の赤ちゃんも、パパママの手をぎゅっと握ります。大人は「パパの手だよ」「ママの手だよ」と目を見て話しかけながら、赤ちゃんの手全体をぎゅっと握ります。

「心と体がのびのび育つ0～2歳児のあそび図鑑」 池田書店

2月の行事予定 <時間正確にお集まりください>

日程	内容	時間
10日(木)	わくわくタイム～体づくり～	午前10時
12日(土)	開館日	午前中
14日(月)	就労支援	午前10時
16日(水)	わくわくタイム～おひなさま制作～	午前10時
18日(金)	お話でてこい	午前10時
22日(火)	身体測定と食育相談	午前10時
24日(木)	ママヨガ教室	午前10時
26日(土)	開館日 ハッピーベビー教室	午前中

いずれの行事にも事前の予約をお願いします。支援センター便り「すくすくひろば」でのお申込み、または支援センターに直接お電話(82-2291)にてお申込みください。

新型コロナウイルスの影響により、行事の中止・変更となる場合があります。

今月の相談日

家庭児童相談員	支援センター	午前9時～午後5時(分室訪問時間を除く)	
	分室訪問	南条保育園 1日(火)	午前9時～午後1時
		坂城保育園 22日(火) 村上保育園 15日(火)、25日(金)	
食育相談	22日(火)	午前10時～正午	

○保育園分室では、育児・子育ての相談を行います。
○どちらも気軽に相談できます。希望者は支援センター、または各保育園までお申込みください。

あそびに来る方へ

開館日・時間

- ◇平日 午前9時～正午・午後2時～4時30分
- ◇第2・4土曜日 午前9時～正午

きらきらっと



山極 快晟さん (9か月)

のびのび、豪快に育ってほしい

里親出前講座

さまざまな事情により、自宅で生活できない赤ちゃんは、地域から離れて乳児院などの施設で暮らさなければなりません。

子どもの養育に理解や愛情を持っている方などが、一定期間家庭に迎え入れて、その成長をサポートする里親「フォスターホーム」について知識を深めてみませんか？

日時 2月16日(水) 午前11時15分～

参加費 無料

2月のピックアップ!

わくわくタイム～おひなさま制作～

日時 2月16日(水) 午前10時～
内容 画用紙や折り紙を使って、壁掛けタイプのおひなさまを製作します。材料はこちらで用意します。



センターへの持ち物

水分補給のお茶、おむつ、おしりふき、お手ふき、ティッシュ、着替え、ごみ袋

当番医（医科・歯科）



2月

6日(日)	いろかわ医院	【立町】	☎82-2143
	千曲中央病院	【千曲市杭瀬下】	☎(026)273-1212
	青木歯科医院	【千曲市八幡】	☎(026)272-1335
11日(金)	村上堂大井クリニック	【網掛】	☎81-3131
	とぐらクリニック	【千曲市戸倉】	☎(026)275-0405
	島谷医院	【千曲市杭瀬下】	☎(026)273-1201
	若林歯科医院	【千曲市杭瀬下】	☎(026)273-0103
13日(日)	こうだ内科	【新地】	☎75-7887
	市川内科医院	【千曲市上山田温泉】	☎(026)275-5515
	中沢医院	【千曲市小島】	☎(026)272-0131
	宮原歯科医院	【網掛】	☎82-8711
20日(日)	安里医院	【千曲市内川】	☎(026)275-7800
	鶴沢眼科	【千曲市屋代】	☎(026)272-0031
	菅谷東クリニック	【千曲市粟佐】	☎(026)272-0493
	竹内歯科医院	【千曲市屋代】	☎(026)273-4500
23日(水)	かいぬま耳鼻咽喉科医院	【千曲市内川】	☎(026)275-3341
	とよき内科	【千曲市磯部】	☎(026)276-0413
	あんずの里クリニック	【千曲市森】	☎(026)272-1005
	前山歯科医院	【千曲市上徳間】	☎(026)276-0282
27日(日)	やまぎき医院	【千曲市上徳間】	☎(026)276-2700
	千曲中央病院	【千曲市杭瀬下】	☎(026)273-1212
	大村歯科医院	【千曲市戸倉】	☎(026)275-0066

診療時間 医科：午前9時～午後5時 歯科：午前9時～正午

※都合により変更になる場合がありますので、当番医を利用される場合は、電話・新聞などでご確認ください。

乳幼児健診

実施場所：保健センター
☎82-3111(内線511、512)直通75-6230



健診	対象児	受付日時
4か月児健康診査	令和3年10月生	3日(木)午後1時
7か月児健康相談	令和3年7月生	16日(水)午前9時
10か月児健康相談	令和3年4月生	25日(金)午前9時
1歳児健康相談	令和2年12月～令和3年1月生	10日(木)午前9時
1歳6か月児健康診査	令和2年6月～7月生	15日(火)午後1時

粗大ごみの回収・資源物のサンデーリサイクル

6日(日)、20日(日) 午前8時30分～10時
日精樹脂工業(株)様 駐車場

- 対象品目**
- ①粗大ごみ、家電4品目(有料)
 - ②資源物のサンデーリサイクル
(びん・缶・ペットボトル・プラスチック容器包装・紙類等・古着等の布類)
 - ③小型家電の無料回収

12月分の家庭系可燃ごみの前年比 (家庭から収集所へ出される量とちくま環境エネルギーセンターに出される量の合計)

■令和2年12月分 206.80 t
■令和3年12月分 194.91 t

-11.89 t

ごみを減らしましょう!

いろいろな相談



心配ごと
法律相談

10日(木)、21日(月)
午前9時30分～正午
役場第4・5会議室(3階)

10日は弁護士、21日は司法書士による法律相談です。相談をご希望の場合は、相談日の3日前までに社会福祉協議会【☎82-2551】へ予約してください。

行政相談

15日(火) 午前9時30分～正午
役場第5会議室(3階)

年金相談

15日(火) 午前9時～午後4時
役場第3会議室(3階)

相談をご希望の場合は、7日(月)までに住民環境課住民係【☎82-3111(内線122)直通75-6204】へお申込みください。

障がい者(児)
相談

2日・9日・16日(すべて水曜日)
午後1時30分～4時
役場第5会議室(3階)

すこやか相談

28日(月) 午前9時～正午
保健センター

お子さんの体重測定や子育て・離乳食の相談など、お気軽にご相談ください。相談をご希望の場合は、事前に保健センター【☎82-3111(内線512)直通75-6230】へお申込みください。

坂城町県道 網掛 木くずチップ処分業

何でも
片付けます!



取扱品目

生	雑	庭	剪	竹	根
木	木	木	枝	・ 定 ・ 笹 ・ 草	つ 子

ホームページもご覧ください。

ローソン坂城村上店様より上田方面車で1分

ぜひお持ち込みください

- ★立木伐採
- ★木くずチップパルク材の販売
- ★マニフェスト発行OK!

お気軽にご相談ください

建設 木くずチップ処分 産業廃棄物・一般廃棄物
田中開発有限会社

- ◎産業廃棄物処分業
長野県知事許可2006127108
- ◎一般廃棄物処分業
坂城町指令28-227号

木くずチップ工場へのお問い合わせ

TEL: 0268-71-0552
090-3333-0560

HP: <https://tanaka-kaihatsu.jp>
長野県埴科郡坂城町大字網掛1372-12
※日曜・祝日休み 8:30～17:00営業

図書館へ行く

町立図書館 ☎82-3371 開館時間：午前10時～午後6時

新型コロナウイルス感染症対策のため、図書館の利用は短時間をお願いします。また、マスクの着用と手指の消毒にご協力をお願いします。

2月の催し物

新型コロナウイルスの影響により中止・変更になる場合があります

☆おはなし会

12日(土) 午前10時30分～11時

☆「Book Time」さんの英語のおはなし会

26日(土) 午前10時30分～11時15分

☆「のぼんて」さんの創作紙芝居

19日(土) 午前10時30分～11時15分

☆点字・点訳講座 講師：山口静枝さん

1日、15日(火) 午後2時～

新着図書

12月には、一般書132冊、児童書107冊が入りました。町ホームページで新着図書のリストが見られます。

☆おすすめの本

別所線百年物語

——公文書・報道・記憶でたどる上田の鉄道

(著：今尾恵介、編：信濃毎日新聞社出版部、特別協力：上田電鉄株式会社/信濃毎日新聞社)



今は別所線だけになった上田の鉄道の百年の歴史を、公文書や報道でたどってまとめています。鉄道省の書類、当時の地形図・絵図、信濃毎日新聞の記事・写真など、貴重な資料をそのまま収録。上田の鉄道の百年がよみがえります。

2月の休館日

が休館

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28					

落とし物・拾い物は届出を!

令和3年中、千曲警察署管内では、落とし物1,120件、拾い物2,810件の届出がありました。

■落とし物をした時

長野県警察ホームページから落とし物情報の検索ができます。また、落とし物の届出は電話でも可能です。

■拾い物をした時

お近くの交番・駐在所・警察署に届け出てください。ただし、お店で拾い物をした場合は、お店の人に届け出てください。

連休中に取扱いが増加する傾向にあります。お出かけの際は、お気を付けください。

◎問い合わせ先

千曲警察署 ☎026-272-0110



移動販売 イトヨーカドーとくし丸

買い物にお困りの方などの支援を目的として、町内では移動販売車「イトヨーカドーとくし丸」が運行しています。ぜひご利用ください。

■運行スケジュール

曜日	販売時間	販売場所
月曜日	13:40 ～14:00	泉区公民館
水曜日	9:55 ～10:05	ふるさと歴史館駐車場
	11:30 ～11:45	北日名公民館

※時間は目安であり、交通状況などによって多少前後します。

◎問い合わせ先

商工農林課商工観光係

☎82-3111(内線153) 直通75-6207

イトヨーカドーアリオ上田店

☎27-6611

まちのうごき

世帯数：6,140世帯(±0)

人口：14,406人(−8)

令和4年1月1日現在

男：7,104人(−7)

※()は前月比

女：7,302人(−1)

まちの交通事故

件数：2件

累計：34件(−3)

令和3年12月中

死者：0人

※累計は1月から

累計：0人(±0)

()は前年比

負傷者：2件

累計：46人(+1)

富山 剛さん 瑞宝双光章を受章

坂城高校の学校薬剤師として学校環境衛生の維持・向上にご尽力されている富山剛さんが令和3年秋の叙勲で瑞宝双光章を受章されました。

富山さんは、昭和37年に坂城高校の学校薬剤師に就任以来、現在に至るまでも学校薬剤師として、学校環境衛生の維持・向上に努められ、生徒、教職員および保護者の保健衛生思想の普及に長年にわたって尽力され、学校保健の推進に多大な貢献されました。



澤崎征一さん 令和3年度食品衛生事業功労者 厚生労働大臣表彰を受賞

ながの食品衛生協会坂城支部の支部長 澤崎征一さんが令和3年度 食品衛生事業功労者厚生労働大臣表彰を受賞されました。澤崎さんは長年にわたり、ながの食品衛生協会坂城支部の支部長として食品衛生行政へのご協力、そして町内の飲食店等の食品衛生に関する指導育成などを精力的に行っていただいています。



▲ながの食品衛生協会坂城支部のみなさん(受賞された澤崎征一さん(前列左から3人目))

柳沢謙二さん 高压ガス保安功労者 長野県知事賞を受賞

昨年、新地区長もお務めいただいた柳沢謙二さんが、令和3年度長野県高压ガス産業大会で高压ガス事業者として法律を遵守し、災害防止や地域の安全確保に努められていることから長野県知事表彰を受賞されました。

柳沢さんは「地域の方が安全に、当たり前にごガスを使えるようにするために、お客様のお宅の点検をきちんと行っていくことが大切。」とお話されていました。



(特非) 日本イーラーニングコンソシアムと町及び (公財) さかきテクノセンター連携協定を締結



▲(左から)日本イーラーニングコンソシアム 加藤会長、山村町長、さかきテクノセンター 依田理事長

12月17日(金)、特定非営利活動法人日本イーラーニングコンソシアムと坂城町 及び 公益財団法人さかきテクノセンターは、包括的な連携のもと相互に協力し、eラーニングの普及、促進に取り組んでいくことについて、協定を締結しました。デジタル化が推進される中、町における生涯学習や学校教育のほか、企業における社員教育や各種研修など、様々な分野においてeラーニングを活用し、地域の発展と人材の育成が図られることが期待されます。

「広報さかき」へのご意見・ご要望をお寄せください

■編集・発行 〒389-0692 長野県埴科郡坂城町大字坂城10050
坂城町企画政策課 ☎ 0268-82-3111
直通0268-75-6211 FAX 0268-82-8307
■印刷 滝沢印刷合同会社

さかきまち
すくメール

—— 配信情報 ——
災害・防災情報 町からのお知らせ
安心・安全情報 町のイベント情報

登録をご希望の方は、QRコードからアクセスするか次のメールアドレスへ空メールを送信してください。 t-sakaki@sg-m.jp



QRコード